

「中小企業の会計」の認知度3割

～会計処理・財務情報開示に関する意識アンケート結果から～

—中小企業庁—

中小企業庁では、商法上の計算書類を作成するに際して、中小企業にふさわしく、準拠することが望ましい会計のあり方を「中小企業の会計」（詳細は、http://www.chusho.meti.go.jp/zeisei/kaikei38/kaikei_index.htmを参照）として作成し、普及に努めている。このほど、中小企業経営者を対象に一連の取組みについての認知度・浸透度を測り、中小企業における会計処理の実態等について意識を把握するためにアンケート調査を実施。発表された調査結果では、「中小企業の会計」の認知度は3割で、さらに普及の余地ありという結果。――調査結果の概要は次のとおり。

1. 「中小企業の会計」に対する認知度

(1) 「中小企業の会計」についての認知度

○策定から2年を経て、「中小企業の会計」について何らかのことを知っている企業は32.6%と一定の認知を得ている。そのうちでは、「「中小企業の会計」の内容についてある程度理解している」が最も多く16.5%となっている。

○従業者規模別に、「中小企業の会計」について何らかのことを知っている企業をみると、101～300人では37.4%に対し、10人以下では18.4%となっ

ている。

(2) 適切な会計処理に基づき決算書を作成することへの取組みについて

○適切な会計処理に基づき決算書を作成することへの取組みについて、「財務状況を把握するため、今後の決算書の作成に活かしていきたい」が64.0%と非常に多く、次いで、「（金融機関からの）資金調達力を強化するため、今後の決算書の作成に活かしていきたい」が29.6%、「取引先への信用力を強化するため、今後の決算書の作成に活かしていきたい」が23.3%となっている。

2. 中小企業の決算処理と活用に

ついて

(1) 経理（・財務）に関する体制について

○経理（・財務）担当の人員（事業主以外）は、「2人～5人」が59.9%と最も多く、次いで、「1人」が28.5%となっている。

○従業員規模が21人以上では、「2人～5人」の回答が最も多いが、2人から20人では「1人」の回答が最も多い。

(2) 経理（・財務）に関する業務分担等について

○経理（・財務）に関する事務をみると、「財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）の作成まで一貫して社内で行っており、税務申告は（会計専門家に）外注している」が45.8%と最も多く、次いで、「仕訳伝票を会計専門家（税理士・公認会計士等）に渡し、あとは会計専門家に外注している」が21.9%、「（総勘定元帳の作成までを社内で行い、残りの）財務諸表の作成に係る処理と税務申告については会計専門家に外注している」が21.4%の順になっている。

(3) 決算書の作成及び活用について

○決算書の作成にあたり配慮している事項をみると、「減価償却を每期必ず行っている」が81.0%と最も多く、次いで、「資金繰り表を作成している」、

「在庫の陳腐化（や紛失状況）を点検し、反映した棚卸資産の計上を行うようにしている」、「不良化した売掛債権等の貸倒引当金を（きちんと）計上するようにしている」の順になっている。

○減価償却、棚卸資産の計上、貸倒引当金の計上、資金繰り表、キャッシュ・フロー計算書のいずれも、従業員規模が大きくなるにつれて実施している割合が多くなっている。

(4) 決算書の利用状況について

○決算書の利用状況をみると、「（経営上の課題・問題点を明らかにするため、適正在庫レベルの把握や（事業ごとの）収支状況の把握・分析に基づき）売上や収支見込みを含む事業計画を策定している」は52.5%となっている。

○従業員規模別でみると、「（経営上の課題・問題点を明らかにするため、適正在庫レベルの把握や（事業ごとの）収支状況の把握・分析に基づき）売上や収支見込みを含む事業計画を策定している」は、2～5人で16.6%、6～10人で25.7%、11～20人で37.9%と、規模が大きくなるに伴い構成比が多くなる傾向にある。

(5) 決算書の作成、分析活用のための取組みについて

○決算書の作成、分析、活用のために必要な取組み（既に取り組んでいること

を含む)では、「経営者自身が理解を深めること」が82.7%、「役員クラスの理解を深めるための教育」が62.6%、「経理担当職員のスキルアップのための教育」が58.1%となっている。

- 従業員規模別にみると、5人以下と301人以上の階層を除き、「経営者自身が理解を深めること」がいずれの階層でも80%を上回っている。

(6) 第三者からのアドバイスについて

- 決算書のデータを経営判断に活用するにあたっての第三者からのアドバイスでは、「税理士がアドバイスしてくれている」が55.9%と半分を若干上まわっている。一方、「特に第三者からのアドバイスは受けていない」は24.5%に達している。

- 第三者からのアドバイスについて「役に立っている」との回答をみると、「税理士」が79.1%、「公認会計士」が73.8%、「金融機関」が68.4%となっている。

3. 金融機関及び取引先への情報開示について

(1) 情報開示の現状

- 取引金融機関から提出を求められている書類の割合をみると、「損益計算書」が92.2%、「貸借対照表」が91.7%と多く、次いで、「勘定科目明細書」、「利益処分案」、「税務申告書一式」の

順になっている。

- 提出を求められた場合の提出割合をみると、「損益計算書」が94.8%、「貸借対照表」が94.9%、「勘定科目明細書」80.4%、「利益処分案」が79.3%、となっている。

- 金融機関に情報開示を行うときの心情は、「(金融機関から情報開示の必要性又はメリットについて)説明があり、自らも情報開示を行う必要性(又はメリット)を感じている」が39.5%と最も多く、次いで、「(金融機関から情報開示の必要性又はメリットについての)説明はないが、情報開示を行う必要性(又はメリット)を感じている」が22.9%となっている。

(2) 金融機関への情報開示と決算書の信用力向上のための取り組みについて

- 金融機関に対し情報開示を積極的に行うために必要なメリットでは、「金利の軽減」が76.5%と最も多く、次いで、「与信枠の拡大」が56.2%、「無担保」50.7%の順になっている。

- 自社の決算書の信用力を高めるための取り組みでは、「監査法人又は公認会計士による監査を受けている」が20.0%、「税理士による書面添付制度を活用している」が16.9%となっている。なお、「特に利用していない」が44.6%に達している。